**坂井市粗大ごみ回収事業実施要領**

|  |
| --- |
| **１．回収日・回収品目・回収業者・集積場所等を決める** |

**※　回収品目は可燃物または金属類のどちらかで、4月～11月の間に1回の実施となります。**

|  |
| --- |
| ２．回収業者に、回収日・回収品目・集積場所を連絡する |

|  |
| --- |
| ３．実施の２週間前までに「粗大ごみ回収申請書」を市に提出 |

|  |
| --- |
| ４．区民に粗大ごみの回収についての周知・回覧を行う |

|  |
| --- |
| ５．粗大ごみ回収の実施 |

※　基本的な作業内容は集積場所までの運搬および運搬車への積込です。

回収業者の指示に従って作業を行ってください。

* 可燃粗大ごみを実施される場合には、分類１と分類２に必ず分けて積んでください。

守られていない場合は、ごみを置いていくことがあります。

|  |
| --- |
| ６．作業完了後、「粗大ごみ回収実績書」を記入し、回収業者に渡す　　※その後、回収業者から市に回収量の報告を行ってもらいます。 |

|  |
| --- |
| ７．市から地元負担金の納付書が送付されたら、指定金融機関で  負担金を納付　※実施月の翌月に送付します。 |

※地元負担金は、下記のとおり重量により算定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 重量範囲 | 区の負担額 |
| ～100㎏ | 800円 |
| 101～200㎏ | 1,600円 |
| 201～300㎏ | 2,400円 |
| ※以降、100㎏ごとに800円ずつ加算 | |